

東かがわ市ひきこもり支援プラットフォーム設置要綱を次のように定める。

令和6年3月25日

東かがわ市長 上村 一郎

### 東かがわ市ひきこもり支援プラットフォーム設置要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、ひきこもり等の支援に関して、庁内関係部局及び関係機関（以下「関係機関」という。）が、相互かつ適時に情報共有を図るとともに、連携して支援に取り組む体制を構築するため、東かがわ市ひきこもり支援プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (役割)

第2条 プラットフォームの役割は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 関係機関が連携して包括的にひきこもり支援を実施する体制の整備を行うこと。
- (2) 関係機関の担当者が、相互かつ適時に連絡及び情報共有を図ることのできる関係性の構築を行うこと。
- (3) その他ひきこもり支援のために必要と認められること。

#### (事務局)

第3条 プラットフォームの事務局は、市民部長寿保健課が行う。

#### (組織)

第4条 プラットフォームは、別表に掲げる関係機関の担当者（以下「構成員」という。）をもって組織する。

#### (会議)

第5条 事務局は、必要に応じてプラットフォーム構成員の全て又は一部を招集し、ひきこもり支援調整会議（以下「調整会議」という。）を実施する。

2 調整会議は、次の各号に掲げる事項を協議及び検討する。

- (1) ひきこもりの状態にある者等に対する支援を図るために必要な情報交換に関すること。
- (2) 個別ケースの具体的な支援計画の作成等に係る情報共有に関すること。
- (3) ひきこもりの状態にある者等が地域において日常生活及び社会生活を営むために必要な支援体制に関すること。
- (4) その他ひきこもり支援のために必要と認められること。

3 事務局は、必要に応じて、関係者に調整会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

#### (守秘義務)

第6条 プラットフォーム構成員及び前条第3項の規定により調整会議に出席した関係者は、正当な理由がなく、プラットフォームの業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

関係機関名
福祉課
こども家庭課
地域創生課
長寿保健課
東かがわ市社会福祉協議会
東讃保健福祉事務所
香川県ひきこもり地域支援センター
香川県障害福祉課